

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の普遍的定期審査（UPR）において、グループ内での庇い合いが見られると指摘しましたが、これは中国に対する第一回UPRでも顕著に見られました。中国の第一回UPRは二〇〇九年二月九日に行われました。報告者グループ（トロイカ）を構成したのは、カナダ、インド及びナイジェリアでした。中国の審査にあたって、事前に質問を提出したのは、いずれも西欧先進国一カ国でした。もっぱら、中国が締約国でない自由権規約が扱う問題、すなわち自由権に関する質問（たとえば、拷問や信教の自由、あるいは強制労働キャンペーンでの恣意的抑留など）が目立ちました。

当時は、チベットや新疆ウイグル自治区の少数民族

の取り扱いや、劉曉波氏が獄中であってノーベル平和賞授賞式に出られないという問題に国際社会の関心が向けられていました。こうした中であっても、中国は指定された期日に国家報告書を提出し、UPRに対して協力的な態度をとりました。しかし、先の問題に報告書が触れることはありませんでした。

他方で、中国の国家報告書では、中国の刑法や刑事訴訟法などが拷問による自由の強要や違法な証拠収集を明白に禁止していること、信教の自由については、中国は多様な宗教を信仰する人々を抱えており、憲法も信教の自由を保障しており、独立した三、〇〇〇を超える宗教団体があると述べるともに、これらの団体はみずから指導者を選んでいると説明されていました。しかし、実際にはこれらの宗教団体はいずれも中国共産党の指導の下にあり、その報告内容は現実と大きく乖離していました。

実際、審査の際に提出された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成した「集成」では、「生命に対する権利、身体の自由及び安全」の項目の下で、二〇〇八年に人権高等弁務官がチベット自治区におけ

るデモ参加者に対する公安の行き過ぎた実力の行使に懸念を表明するとともに、拷問禁止委員会が、民族的、宗教的少数者、さらにはチベット人やウイグル人、法倫功の信者といった脆弱な集団に対する拷問、虐待及び強制失踪などの主張に懸念を表明していることが記述されていました。また、同報告書は、信教の自由に関する特別報告者が中国政府に対して、キリスト教徒や法倫功の信者に対する逮捕、拘禁及び拷問を含む人権違反の主張を伝えていることを記述していました。さらに、拷問に関する特別報告者が、表現・集会・結社の自由を平和的に行使する人々に対して、「国家の安全を危険にさらす」として、公安や検察当局に広範な裁量を与え、「政治犯罪」の罪で有罪を宣告していることに憂慮を示し、これらの人々を釈放するよう求める記述もありました。

こうした国家報告書と国連が作成した報告書の内容の大きな乖離について、UPRでどのような質疑が行われるのが注目されました。UPRにおいては六〇カ国が発言しましたが、発言したアジア・アフリカ諸国やイスラム諸国などは、中国における少数民族の人

権状況については一切触れず、逆にこの問題を取り上げた西欧諸国の発言を政治化した態度として非難しました。たとえば、スリランカは、「チベットに対する批判を拒否する。チベットは中国の譲り渡すことのできない地域と考える」と反論しました。パキスタンも、チベット自治区に対する「西欧諸国の」発言を捉え、UPRの政治化の傾向だとして、これを非難しました。この他、UPRで発言したアジア諸国の一カ国のほとんどが、中国の人権政策を称賛しました。たとえば、インドは、ミレニウム・サミットの目標達成期間前に貧困を撲滅した中国の施策についてこれを称賛しました。同様の発言が、シンガポール、フィリピン、ブータン、ベトナム、インドネシア、タイ及びマレーシアによってなされました。

NGOであるヒューマンライツウォッチの表現を借りれば、中国に対する「過度の称賛と非難への臆病な態度」が、アジア諸国を含む途上国の発言に見られました。このように、グループ内での庇い合いがここでも見られました。今回は、こうした中国の審査でどのような勧告がなされたのかを見たいと思います。